

外国籍の児童・生徒の教育を受ける権利を保障することを求める会長声明

さいたま市教育委員会が、市内の公立小学校に通っていた小学6年生の児童について、昨年7月に在留資格喪失後、同年9月に除籍としたが、本年1月に復学したとの報道がなされた。

児童・生徒の教育を受ける権利は、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な意義を有する権利であり、日本が批准する子どもの権利条約28条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）13条及び14条等においても初等教育を義務的なものとするとともにすべての者に対して無償とすることを保障している。

そして、これらを踏まえて、2011年12月16日付内閣総理大臣答弁書では「我が国の公立の義務教育諸学校においては、在留資格の有無を問わず、就学を希望する外国人児童生徒を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしている。」とされており、文部科学省においても2012年7月5日付「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」にて居住地確認方法は柔軟に対応することを求めている。

さいたま市教育委員会の除籍処分はこれらの方針に明確に反するものであり、同教育委員会が謝罪し、当該児童はその後に復学しているとはいえ、当該児童の教育を受ける権利を侵害したものであることに加え、児童に対する心理的影響を考えると許されるものではない。

出入国在留管理庁によれば、2024年6月末現在における在留外国人数は358万人を超え、過去最高を更新しており、児童・生徒の教育現場においても外国籍の児童・生徒がいることは当然の状況になってきており、多文化共生社会における教育の在り方が問われる状況になっている。

千葉県は「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」を策定し、多様なニーズに対応した教育の推進を施策としており、このことは評価すべきものであるが、不就学及び就学状況が不明な外国籍の児童・生徒は全国では8,601人であり、そのうち千葉県では204人（住民基本台帳の人数との差を踏まえたもの）となっていることに鑑みると（「外国人の子供の就学状況等調査（令和5年度）」参照）、よりきめ細やかな就学機会の確保が求められている状況にあるといえる。

当会は、千葉県内の教育委員会に対し、さいたま市のような事例が発生することのないよう政府方針を周知徹底するとともに、外国籍の児童・生徒に教育を受ける権利を保障するため、当事者に寄り添った対応を求める次第である。

以上

2025（令和7）年4月10日

千葉県弁護士会会长 金城 未来彦

